

ごみ有料化業務の効率化で 指定袋に市場原理を導入

長野県長野市

長野市は、入札によって袋メーカーを特定しない、独自の方法で昨年10月から家庭ごみの有料化を実施している。開かれた市場でメーカーに製造許可を与えており、指定袋に上乘せされる処理手数料は一律でも、袋の売価を各業者間で自由に設定できるようにすることで、販売競争の活性化につなげている。

有料化に伴う指定ごみ袋は、1セット10枚入で、袋の代金に1ℓ当たり1円の手数料を上乘せし、販売している。例えば30ℓ用の10枚セットだと、袋の代金と手数料3000円で4000円前後になる。現在、可燃ごみの指定袋は全4種類（特大40ℓ用、大30ℓ用、小20ℓ用、特小10ℓ用）、不燃ごみの指定袋は2種類（大30ℓ用、小20ℓ用）ある。現状で製造許可事業者が9社、卸売許可事業者では17社が指定袋を扱っており、市の許可を受けたスーパーマーケットやホームセンター、コンビニエンスストアなどを含む約400店舗で販売している。

このように自由競争制度を導入して、

指定袋を開かれた市場の中で円滑に流通させようとすると、通常は取納業務が煩雑になる。そこで市では有料化の実施と合わせて、ソフトウェアを使用しながら発注業務から配送、在庫管理までの事務をータルで支援するシステムサービス（提供元・日本グリーンパックス㈱）を導入し、業務の効率化を図ってきた。

小売許可事業者との委託契約では、発生する手数料の4%を手数料徴収事務委託料として小売許可事業者に支払う。同市では従来から指定袋を自由流通で販売しているのが、複雑なところもあるが、プロの卸売許可事業者が介在して販売店の状況や在庫を把握していることから、在庫管理などの手間も省け、自治体の負担が少なく済んでいるという。

有料化を実施する以前に、市では1996年から一世帯4人を想定して1年間に200枚のごみ指定袋を購入することができるとして無料配布し、それでも足りなくなってしまう世帯には、市の窓口で大袋1枚につき30円の手数料

を負担してもらって一定量無料型の有料化制度を採用した。その後、1人から2人の少人数世帯が増加し、ごみ袋が足りてしまい、従来の制度ではごみ減量効果が薄れてきたために、審議会ですら約11回にわたり議論を重ねた結果、新たにごみの有料化制度の導入に踏み切ることになった。

これにより従来から行ってきた指定袋購入チケットや粗大ごみシールの配布は廃止し、2009年10月以降に旧指定袋（可燃ごみと不燃ごみ）が残っている世帯については、袋の大きさに応じた手数料納付済シールを購入して袋に貼付することで、引き続き使用できるようにした。

有料化開始から約5ヵ月弱が経過した時点で、可燃ごみの量は約1割減少した。この間、有料化制度で得られた収入は2億円に上り、2010年度には3億6000万円の収入を見込んでいる。この手数料による財源は、今後のごみ減量や再資源化の取り組みに充てていくとしている。

同市環境部生活環境課課長補佐の上石秀明氏は「有料化への移行が、思ったよりもスムーズにできた。これも地域での自主的な取り組みが大きかったと思う。今後ごみ通信の発行などの啓発活動を行って、絶えず情報を発信していきたい」と語る。W

（本誌・千島）